

長岡市

パートナーシップ・ ファミリーシップ制度

長岡市では、それぞれの個性や多様性を認め合い、性的指向や性自認にかかわらず、その人権が尊重され、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現を目指して、パートナーシップ・ファミリーシップ制度を実施しています。

パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは

性的指向・性自認により婚姻の届出ができない方を対象に、お互いが人生のパートナーとして協力し合うことを約束する「パートナーシップ」の届出を受け付け、市が証明する制度です。

パートナーシップ関係にある方の親族が家族として生活する「ファミリーシップ」の届出も同時に行うことができます。

届出を行うことができる方（以下の要件の全てを満たす方）

パートナーシップ

- 双方またはいずれか一方が、性自認が出生時に判定された性と一致しない、または性的指向が異性に限らない方であること
- 18歳以上であること
- 長岡市内に住所を有している、または1か月以内に長岡市内への転入を予定していること（どちらか一方でもOK）
- 双方に配偶者や別のパートナーがないこと
- 双方が近親者（直系血族、3親等以内の傍系血族又は直系姻族）でないこと（その関係が養子縁組により生じているときを除く）

ファミリーシップ

- パートナーシップにある方の双方またはいずれか一方の3親等以内の親族（これに相当すると市長が認める方を含む）であること
- パートナーシップにある方（双方又はいずれか）と生計を共にしていること

手続きの流れ

①事前予約

届出を希望する日の
7日前までに電子申請、
電話、FAX、メールの
いずれかにて、届出日
を予約してください。



▲電子申請はこちら

【電話での受付時間】

0258-39-2746

月～金曜日（祝日、年末年始を除く）

8：30～17：15

②届出（来庁）

予約が確定した日時に必要
書類をお持ちの上、届出を
するお二人で直接お越し
ください。



③届出書受理証明書等 の交付

届出から1週間後を目途に、
届出書受理証明書と
証明カードを交付します。
※原則として窓口での交付
となります。



届出に必要な書類

パートナーシップ

- 長岡市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書
- 本人確認書類

（マイナンバーカード、運転免許証など、官公署から発行され本人の顔写真が添付されたもの）

- 届出書に記載する全ての方の住民票の写し（1か月以内に発行されたもの）
- 婚姻をしていないことが確認できる書類（戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書、独身証明書など）
- 日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類（通称名の記載を希望する場合）

ファミリーシップ

- 上記パートナーシップの届出に必要な書類一式
- パートナーシップの届出者との関係性がわかる書類（戸籍全部事項証明書）
※届出者と同居の場合、住民票で確認できる場合は住民票でも可。
- パートナーシップ届出者とファミリーシップ対象者の生計が同一であることが確認できる書類

受理証明書の提示等により、行政サービス（市営住宅の入居の申し込み、住民票の続柄の表記の変更など）が利用しやすくなります。また、民間サービスの提供もあります。

詳しくは長岡市HPをご確認ください。

🔍 長岡市パートナーシップ制度

詳しくは
二次元コードを
ご確認ください



相談窓口

長岡市男女平等推進センター ウィルながおか相談室

相談無料

面接・電話

セクシュアリティに関するご相談に、面接または電話で対応します。

月～金曜日 10：00～17：00（受付は16：30まで）

土曜日 9：00～16：00（受付は15：30まで）

TEL. 0258-39-9357

予約・
問合せ先

長岡市 地方創生推進部 人権・男女共同参画課

〒940-0062 長岡市大手通2丁目2番地6

FAX：0258-39-2747 E-mail：will@city.nagaoka.lg.jp

TEL. 0258-39-2746